

指定管理者の管理運営に対する評価シート (総合評価)

1 公の施設

施設名	大町市総合福祉センター	設置年月	平成14年10月
所在地	大町市大町1129番地	所管課	福祉課

2 指定管理者

団体名	社会福祉法人 大町市社会福祉協議会	選定方法	非公募
住所	大町市大町1129番地	指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日

3 当該施設の管理運営に関わる経費 (単位: 千円)

別紙参照

4 管理運営に対する評価、制度導入の効果について (総括)

指定管理者	合計評価点数	$\frac{72}{100}$ 点中	総合 評価ランク	A
【総括】 ○経営方針である「誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくり」に基づき、公衆浴場の運営、各種福祉サービスの提供及び、地域福祉活動（ボランティア）の拠点として定着認知されている。 ○指定期間のうち令和2年度から3年間は新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の施設運営ではなく、感染対策を講じ、利用者ご協力いただきながらの施設運営となったが、密を避ける形で、インターネット等を利用した研修会を開催するなど創意工夫のもと施設運営を実施した。 ○感染症対策が緩和されてきている中、コロナ禍で培った創意工夫を活かしながら、地域住民の憩いの場として一層活用を検討していきたい。				
施設所管課	合計評価点数	$\frac{76}{100}$ 点中	総合 評価ランク	A
【総括】 当施設は、大北5市町村が共同設置する成年後見支援センターを併設するなど、大北圏域における福祉サービスの拠点を担いつつ、八坂・美麻の各総合福祉センターとの連携により、多様化する福祉サービスのニーズに対応する施設運営が行われている。 新型コロナウイルス感染期には、安心して利用いただけるよう感染予防策を講じた施設運営に努めるとともに、感染状況の変化に応じた対策方法について随時協議が行われるなど、所管課と緊密に連携が図られてきた。 意見箱に寄せられた要望や意見に対し、迅速に対応することにより、利用満足度の向上に努めるほか、他団体と連携した新たな事業展開により、新規利用者の獲得に結びつくなど、利用拡大に工夫が見られる。				

5 大町市行政改革推進委員会の意見

【行政改革推進委員会による意見を掲載】

6 大町市指定管理者評価委員会の評価・意見 (相応の収益が見込まれる施設において中間年次以降のみ添付)

【指定管理者評価委員会による評価・意見等を掲載】

7 評価内容

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価					
1 施設の運営について		配点合計 20	16 点	16 点	
経営方針		配点 10	指定管理者	所管課	
施設運営のための経営方針は適切であったか		A	8	A	8
市の方針、施設の設置目的、業務等を的確に理解し運営されているか					
<p>【指定管理者の評価】</p> <p>○地域福祉推進の拠点として、市民の福祉、健康、体力の増進に寄与する住民参加型の事業を展開するとともに、費用対効果を意識した施設運営に努めた。</p>					
<p>【所管課の評価】</p> <p>施設の設置目的と指定管理者の理念は合致しており、協定書、仕様書に沿った事業計画に基づき、適正な運営が行われており、経営方針も適切である。 地域福祉の中核的施設として、住民福祉の向上に寄与している。</p>					
利用者のサービス向上・利用促進に向けた取り組み		配点 10	指定管理者	所管課	
サービス向上のための取り組みは適切であったか		A	8	A	8
利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足度が得られているか					
利用者の要望・意見の把握・対応は適切であったか					
利用者のトラブルの未然防止と対処方法は適切であったか					
施設の設備等の活用は適切であったか					
広報など利用に関する周知計画は適切であったか					
利用促進への取り組みは適切であったか					
施設利用（貸出）に関する具体的な計画は適切であったか					
<p>【指定管理者の評価】</p> <p>○意見箱から寄せられた意見を反映し、施設利用に関する掲示をし、時には、個別対応をするなどし、サービス向上の取り組みを積極的に実施してきた。</p>					
<p>【所管課の評価】</p> <p>浴場利用者の体調急変時には、看護職員が対応にあたり、救急搬送など適切な対処がされてきた。また、トラブル発生時にも迅速に対応し、サービスの維持に努めている。 広報誌やマスコミを通じた情報発信のほか、地域福祉団体と連携した新たな事業展開による新規利用者の発掘を進めた。 新型コロナウイルス感染対策を徹底し、安心して利用できる環境確保に努めた。</p>					

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

2 危機管理体制、平等利用等について

配点合計 20

12 点

16 点

安全管理・安全対策

配点 10

指定管理者

所管課

利用者の安全確保に関する研修を実施し、職員が内容を熟知しているか

防災訓練等が実施されているか

施錠、警備体制等は適切であるか

その他緊急時の対応が適切であったか

B

6

A

8

【指定管理者の評価】

○緊急時の対応マニュアルを事務所に常時掲示し周知徹底するとともに、傷病者発生時等緊急時の対応については、管理人等職員に対しその方法について周知した。

○警備体制について特に、夜間営業に関しては管理人1人体制であるため心配がある。現状、緊急連絡網等の伝達手段について職員周知するとともに、実際の緊急時には職員が駆けつけられる体制づくりを行った。

【所管課の評価】

緊急時の対応マニュアルに基づいた、適正な施設運営が行われているとともに、多くの職員が参加できるよう、休日に職員を対象とした災害訓練に取り組み、緊急時に備えた対応がされている。また、警察や消防署、市関係機関との緊急時連絡体制を整えており、平時より緊密に連携を図っている。

平等な利用等について

配点 10

指定管理者

所管課

利用者の平等な利用の確保がされたか

不適切な利用の制限が行われていないか

B

6

A

8

【指定管理者の評価】

○利用者間のトラブルについては、その都度各当事者との面談により円満に解決するよう職員が対応するとともに、利用者へのお知らせは、必要の都度掲示を行い、トラブルを未然に防ぐ措置を実施してきた。

【所管課の評価】

平等な利用に繋げるための職員教育が日頃からされており、適正な運営が図られている。

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

3 施設の管理経費、経理及び事務処理等について 配点合計 20 14点 14点

施設の管理運営に係る経費の内容	配点 10	指定管理者	所管課
施設・設備の維持管理の取組みは適切であったか			
経費節減のための取組みは適切であったか		B 6	B 6
収支計画と事業計画の整合はとれていたか			

【指定管理者の評価】

○見積入札等で選定された保守業者により毎年、定期点検を実施するとともに、その結果に基づき市担当課と協議しながら必要な措置を講じてきた。
○毎月光熱水費の支払い状況を調査・分析し、所属長会議等で職員へ周知経費の節減の意識徹底を行った。

【所管課の評価】

設備点検は定期的実施されており、適正な運営が図られている。
物価高騰の中で経費節減意識の徹底が図られているほか、購入業者の選定にあたっては、複数業者から見積りを取るなど、適正価格での契約に務めている。

事務処理等	配点 10	指定管理者	所管課
適正に会計処理が行われているか			
業務報告書や事業報告書が適切に作成されているか		A 8	A 8
引き渡した備品が適正に管理されており、その帰属が明確であるか			

【指定管理者の評価】

○他の事業会計と明確に区分し、新会計基準により適切に経理した。
○備品の帰属は明確であるが、修繕や更新に関わる経費負担について、市との協議により対応した。

【所管課の評価】

会計基準に沿った適正な会計処理が行われており、事業報告書も適切に作成・提出されている。
また、備品の管理は適正に行われており、帰属も明確となっている。

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

4 労務管理面について

配点合計 20

14 点

14 点

職員の配置について

配点 10

指定管理者

所管課

人員の配置、有資格者の配置は適切であったか

職員の研修計画は適切であったか

地域雇用への配慮がなされているか

B

6

B

6

【指定管理者の評価】

○必要な資格を所持する管理人を配置し適切に管理している。

【所管課の評価】

人員配置や有資格者の配置は適正であり、内部研修の実施及び施設管理・福祉関連資格の取得に向けた外部研修の受講を奨励し、技能の向上に努めている。

職員の雇用にあたっては、地域からの人材確保に努めている。

労働条件について

配点 10

指定管理者

所管課

労働法規等を遵守した適正な労働条件を確保しているか

※資料19「労働関係法令遵守に係る確認事項」に基づき両者にて確認を行うこと

法定三帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）が整っているか

給料が遅滞なく定められた期日に支払われているか

健康診断は適正に行われているか

A

8

A

8

【指定管理者の評価】

○労働基準法及び労働安全衛生法を遵守し、適切に労務管理を行っている。

○最低賃金の引き上げ時には、都度職員賃金の見直しを行い、適切に対応している。

○法律の改正により、労働条件の変更について、適切に対応している。

【所管課の評価】

労働法規を遵守した取り組みがされており、関係帳簿の管理も適正である。

給料の支払い、健康診断の受診も適正である。

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

5 その他		配点合計 20	16 点		16 点	
連絡調整体制の整備		配点 5	指定管理者		所管課	
施設の運営や事故等、必要な報告・連絡が速やかに行われたか						
指定管理者と施設所管課で調整が行われたか			A	4	A	4
指定管理者と施設所管課が互いに協力し、施設の有効活用が図られたか						
【指定管理者の評価】 ○運営上の疑義や事故等の事案が生じた場合は、迅速に所管課に口頭で報告した後、報告書・協議書を提出を徹底している。						
【所管課の評価】 必要な報告は、電話・書面により適正かつ速やかに行われている。 新型コロナウイルス感染拡大時は、状況の変化に応じて逐次報告がなされるなど、緊密に連携が図られている。						
自主事業の実施・地域への配慮等		配点 5	指定管理者		所管課	
自主事業の内容は適切であったか						
地域との連携ができたか			A	4	A	4
【指定管理者の評価】 ○地域福祉推進の拠点として、市民の福祉、健康、体力の増進に寄与する住民参加型の事業を地域との連携により展開している。						
【所管課の評価】 公衆浴場の年末年始営業は、地域住民の利便性に配慮した事業であり、長年にわたる取り組みとなっている。 喫茶コーナーの充実や冬場の焼き芋販売のほか、台風の影響で中止となったふれあい広場の代替イベントを、当施設で開催するなど、地域に開かれた運営を進めてきた。						
法令等の遵守・個人情報の保護措置・情報公開・特殊事情等		配点 10	指定管理者		所管課	
関係法令等が遵守されていたか						
個人情報保護の取組みは適切であったか						
公正で開かれた施設運営が行われていたか						
業務実施に当たり知り得た情報について適切に管理されていたか			A	8	A	8
施設の特異事情がある場合、適切な対応がされていたか						
施設の特異事情：						
【指定管理者の評価】 ○建築基準法及び消防法に基づく設備の定期点検や公衆浴場法に基づく浴槽水の日常検査等を行い安全管理に努めた。 ○特定個人情報取扱規程を制定し、勤務内外を問わず守秘義務を徹底している。						
【所管課の評価】 日頃より法令順守への取り組みがなされており、個人情報は適切に取り扱われている。 支援を必要とされる方が多く利用する施設であり、安全な施設運営が図られている。						

(別紙)

(総合評価施設：大町市総合福祉センター)

3 当該施設の管理運営に関わる収支(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予算)	
市	収入	納付金	0	0	0	0	
		計(A)	0	0	0	0	
		指定管理料	23,451	23,666	23,666	23,666	23,666
	支出	修繕費・工事請負費	462		17,765	22,000	
		使用料・賃借料・手数料	905	923	853	877	2,921
		備品購入費			449		
		負担金	3,960				
計(B)	28,778	24,589	42,733	46,543	26,587		
差引(A-B)	△ 28,778	△ 24,589	△ 42,733	△ 46,543	△ 26,587		

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予算)	
指定管理者	収入	指定管理料	23,451	23,666	23,666	23,666	23,666
		利用料	6,499	5,731	5,444	5,892	5,460
		雑収入	382	459	278	537	270
		計(A)	30,332	29,856	29,388	30,095	29,396
	支出	人件費	9,264	9,788	9,860	10,035	10,204
		事業費	14,059	12,516	13,729	18,657	17,206
		事務費	6,240	7,490	7,745	6,851	6,982
計(B)	29,563	29,794	31,334	35,543	34,392		
差引(A-B)	769	62	△ 1,946	△ 5,448	△ 4,996		

指定管理者制度導入検討シート（再導入）

所管課

福祉課

1 施設名	大田市総合福祉センター	2 現在の指定管理者名	社会福祉法人 大田市社会福祉協議会
3 施設の概要	<p>社会福祉事業を推進し、市民の福祉、健康及び体力の増進並びに在宅の要介護者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に設置された施設。</p> <p>3階建て施設の1階は事務室、デイサービスセンター、多機能型障害者福祉サービス事業所、2階は会議室、ボランティア室、障害者地域活動支援センター、大北圏域障害者総合支援センター、3階は公衆浴場、娯楽室等を配置した複合施設である。</p>		
4 制度導入の目的	<p>地域福祉を推進するための公共性の高いサービスを、民間事業者の手法により一体的・継続的に提供し、福祉の専門性や地域に根ざした運営により、住民福祉の向上を図る。</p>		
5 指定管理の実績（令和元年度～令和4年度の平均）			
利用者数	34,946人【内訳 R元(44,716) R2(35,321) R3(33,792) R4(25,953)】		
収入額	平均：29,918千円		
内訳	指定管理料：23,612千円 利用料：5,892千円 雑収入：414千円		
支出額（事業費）	平均：31,559千円		
内訳	人件費：9,737千円 経費：14,740千円 雑収入：7,082千円		
職員数	職員 0名・嘱託職員 0名・臨時職員 8名（令和5年3月31日）現在		
6 評価	<p>市内はもとより大北圏域における総合的な福祉の拠点としての役割を担い、地域に必要な施設となっており、運営も適切に行われている。</p> <p>利用者の声や運営懇談会の意見等を踏まえ、利用者増加策に取り組み、新規利用者の獲得につなげている。</p>		
7 課題等	<p>施設建設から21年が経過し、施設や備品に不具合が見られる。指定管理者の迅速な対応により、運営面への影響は最小限にとどめている状況があることから、計画的な修繕や設備更新が必要な状況にある。</p>		
8 制度運用の適否と理由	<p>必須事業・自主事業を展開し、地域に根ざした運営に努めている。また、経営面においては、物価高騰の中で経費節減を図りながら、サービス水準の維持・向上に努めていることなどから、指定管理制度を継続することが望ましい。</p> <p>適当</p>		
9 選定方法（非公募の場合はその理由）	<p>当施設は、大北圏域における総合的な福祉の拠点として位置付けられており、数多くの福祉事業が行われている複合施設である。</p> <p>現在の指定管理者は、地域福祉を推進することを目的とする社会福祉法に定められた団体で、大北5市町村連携自立圏事業の成年後見支援センターをはじめ、各種委託事業等の実施に加え、必須事業・自主事業を展開し、地域に根ざした運営に努めている。</p> <p>また、「福祉センター設置管理要綱」（昭和41年・厚生事務次官通達）において、管理を社会福祉協議会に委託して行うことができるとされている。よって、指定手続き条例第2条の2に規定する「当該施設の性格、事業の内容、規模等により、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができる」と認められる団体等に該当することから非公募としたい。</p> <p>非公募</p>		
10 指定管理とする期間	令和6年4月1日	～	令和11年3月31日 指定期間：5年

総合評価の評価レベル

※各項目の評価点合計により総合評価をランク付け

- S：評価した結果、特に優れていると認められる。【総合得点90点以上】
- A：評価した結果、優れていると認められる。【総合得点70点以上～90点未満】
- B：評価した結果、適正であると認められる。【総合得点50点以上～70点未満】
- C：評価した結果、改善が必要であると認められる。【総合得点30点以上～50点未満】
- D：評価した結果、かなりの改善が必要であると認められる。【総合得点30点未満】

評価点の詳細

※各項目における視点をもとに、5段階にて評価を実施

- S：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書を大幅に上回る実績や高い市民満足度が得られた内容
- A：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書を上回る実績や市民満足度が得られた内容である
- B：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書のとおりの実績である。
- C：仕様書、協定書等を遵守しているが、事業計画書の実績に一部課題がある（改善指示が必要）
- D：仕様書、協定書等を遵守しておらず、改善の必要性がある（改善指示に未対応である）。

（参考）H30年度までの評価基準

●総合評価の評価レベル

- 総合得点90点以上 A：評価した結果、特に優れていると認められる。
- 総合得点70点以上～90点未満 B：評価した結果、優れていると認められる。
- 総合得点50点以上～70点未満 C：評価した結果、適正であると認められる。
- 総合得点30点以上～50点未満 D：評価した結果、改善が必要であると認められる。
- 総合得点30点未満 E：評価した結果、かなりの改善が必要であると認められる。

●評価点の詳細

- A：特に優れている
- B：優れている
- C：適当である
- D：改善が必要
- E：未実施